

令和5年5月11日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）について (令和5年5月8日以降の取扱いについて)

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本医師会より標記通知が届きましたので、お知らせいたします。今般の通知は、令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）について、本年5月8日以降の取扱いを示した関係通知等が、国より発出された旨を知らせるものです。主な取り扱いとしては、下記が記されています。

- ・ 病床確保料の見直しの実施（即応病床使用率（前3か月間）が当該医療機関の所在地の都道府県の平均を当該平均の30%を超えて下回る医療機関の上限額を7割とする取扱いの廃止、即応病床と休止病床の割合の見直し、上限額の見直し等）
- ・ 入院受入医療機関と外来対応医療機関が行う設備整備への支援の継続
- ・ 3月10日以降、新たに外来対応医療機関（5月7日以前は診療・検査医療機関）の対応を行う医療機関の初度設備の支援を行う「外来対応医療機関確保事業」の新設（初度設備についてはQ&Aを参照）
- ・ 「DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業」における派遣元医療機関が高齢者施設に看護職員を派遣する際の特例（8,280円/時間）の継続
- ・ 交付要綱及び実施要綱に「本事業は令和5年4月1日から5月7日までの事業を対象とする」とされた事業の廃止等

今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況は見込み難いことから、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の実施は、当面令和5年9月末までの対応とされています。10月以降の対応は今後の感染状況、執行状況等を踏まえて検討するとのことです。

貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ/メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/login.html>

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要
ID等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで



※国事務連絡は、厚生労働省ホームページ（5/8付通知）に掲載されています。

（検索エンジンで「新型コロナ 自治体向け通知 厚生労働省」でもアプローチ可能です）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00416.html



大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)